| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 四一・一五 | コンポジションレザー（革又は革繊維をもととして製造したもので板状、シート状又はストリップ状のものに限るものとし、巻いてあるかないかを問わない。）、革又はコンポジションレザーのくず（革製品の製造に適しないものに限る。）及び革の粉 | ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇 | | |
| 四二 | 第四二類　革製品及び動物用装着具並びに旅行用具、ハンドバッグその他これらに類する容器並びに腸の製品 | ＣＣ又はＲＶＣ四〇 | | |
| 四三 | 第四三類　毛皮及び人造毛皮並びにこれらの製品 | | | |
| 四三・〇一 | 原毛皮（頭部、尾部、足部その他の切片で毛皮業者の使用に適するものを含むものとし、第四一・〇一項から第四一・〇三項までの原毛皮を除く。） | ＣＣ又はＲＶＣ四〇 | | |
| 四三・〇二 | なめし又は仕上げた毛皮（頭部、尾部、足部その他の切片を含み、組み合わせてないもの及び他の材料を加えることなく組み合わせたものに限るものとし、第四三・〇三項のものを除く。） | ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇 | | |
| 四三・〇三 | 衣類、衣類附属品その他の毛皮製品 | ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇 | | |
| 四三・〇四 | 四三〇四・〇〇 | 人造毛皮及びその製品 | ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇 | |
| 第九部 | 木材及びその製品、木炭、コルク及びその製品並びにわら、エスパルトその他の組物材料の製品並びに籠細工物及び枝条細工物 | | | |
| 四四 | | 第四四類　木材及びその製品並びに木炭 | | |
| 四四・〇一 | | のこぐず及び木くず（棒状、ブリケット状、ペレット状その他これらに類する形状に凝結させてあるかないかを問わない。）、薪材並びにチップ状又は小片状の木材 | ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇 | |
| 四四・〇二 | | 木炭（植物性の殻又はナットの炭を含むものとし、凝結させてあるかないかを問わない。） | ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇 | |
| 四四・〇三 | | 木材（粗のものに限るものとし、皮若しくは辺材を剥いであるかないか又は粗く角にしてあるかないかを問わない。） | ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇 | |
| 四四・〇四 | | たが材、割った縦ポール、木製のくい（端をとがらせたものに限るものとし、木製の棒（つえ、傘の柄、工具の柄その他これらに類する物品の製造に適するもので粗削りしたものに限るものとし、ろくろがけ又は曲げその他これに類するもの | ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇 | |
| 四四・〇五 | 四四〇五・〇〇 | 木毛及び木粉 | ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇 | |
| 四四・〇六 | | 木製の鉄道用又は軌道用の枕木 | ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇 | |
| 四四・〇七 | | 木材（縦にひき若しくは割り、平削りし又は丸剥ぎしたもので、厚さが六ミリメートルを超えるものに限るものとし、かんながけし、やすりがけし又は縦継ぎしたものであるかないかを問わない。） | ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇 | |
| 四四・〇八 | | 化粧張り用単板（積層木材を平削りすることにより得られるものを含む。）、合板用単板、これらに類する積層木材用単板及びその他の縦にひき、平削りし又は丸剥ぎした木材（厚さが六ミリメートル以下のものに限るものとし、かんながけし、やすりがけし、はぎ合わせをし又は縦継ぎしたものであるかないかを問わない。） | ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇 | |
| 四四・〇九 | | さねはぎ加工、溝付けその他これらに類する加工をいずれかの縁又は面に沿って連続的に施した木材（寄せ木床用のストリップ又はフリーズで組み立てないものを含むものとし、かんながけし、やすりがけし又は縦継ぎしたものであるかないかを問わない。） | ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇 | |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 四四・一〇 | パーティクルボード、オリエンテッドストランドボード（ＯＳＢ）その他これに類するボード（例えば、ウエファーボード）、木材その他の木質の材料のものに限るものとし、樹脂その他の有機結合剤により凝結させてあるかないかを問わない。） | ＣＴＨ | | |
| 四四・一一 | 繊維板（木材その他の木質の材料のものに限るものとし、樹脂その他の有機物質により結合してあるかないかを問わない。） | ＣＴＨ | | |
| 四四・一二 | 合板、ベニヤドパネルその他これらに類する積層木材 | ＣＴＨ | | |
| 四四・一三 | 四四一三・〇〇 | 改良木材（塊状、板状、ストリップ状又は形材のものに限る。） | ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇 | |
| 四四・一四 | 四四一四・〇〇 | 木製の額縁、鏡枠その他これらに類する縁 | ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇 | |
| 四四・一五 | | 木製のケース、箱、クレート、ドラムその他これらに類する包装容器、木製のケーブルドラム及び木製のパレット、ボックスパレットその他の積載用ボード並びに木製のパレット枠 | ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇 | |
| 四四・一六 | 四四一六・〇〇 | 木製のたる、おけその他これらに類する容器及び木製のこれらの部分品（たる材及びおけ材を含む。） | ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇 | |
| 四四・一七 | 四四一七・〇〇 | 木製の工具並びに工具、ほうき又はブラシの木製のボデー、柄及び握り並びに靴の木型 | ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇 | |
| 四四・一八 | | 木製建具及び建築用木工品（セルラーウッドパネル、組み合わせた床用パネル及びこけら板を含む。） | ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇 | |
| 四四・一九 | 四四一九・〇〇 | 木製の食卓用品及び台所用品 | ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇 | |
| 四四・二〇 | | 寄せ木し又は象眼した木材、宝石用又は刃物用の木製の箱、ケースその他これらに類する製品及び木製の小像その他の装飾品並びに第九四類に属しない木製の家具 | ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇 | |
| 四四・二一 | | その他の木製品 | ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇 | |
| 四五 | | 第四五類　コルク及びその製品 | ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇 | |
| 四六 | | 第四六類　わら、エスパルトその他の組物材料の製品並びに籠細工物及び枝条細工物 | | |
| 四六・〇一 | | さなだその他これに類する組物材料から成る物品（ストリップ状であるかないかを問わない。）並びに組物材料又はさなだその他これに類する組物材料から成る物品を平行につなぎ及び織ったものであってシート状のもの（最終製品（敷物、壁掛等）であるかないかを問わない。） | | |
| | | 敷物及びすだれ（植物性材料製のものに限る。） | | |
| 四六〇一・一二 | | 竹製のもの | ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇 | |
| 四六〇一・一九 | | その他のもの | ＣＴＨ（第一四・〇一項の材料からの変更を除く。）又はＲＶＣ四〇 | |
| 四六〇一・二二 | | とう製のもの | ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇 | |
| 四六〇一・九二 | | 竹製のもの | ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇 | |
| 四六〇一・九三 | | とう製のもの | ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇 | |
| 四六〇一・九四 | | その他のもの | ＣＴＨ（第一四・〇一項の材料からの変更を除く。）又はＲＶＣ四〇 | |
| 四六〇一・九九 | | その他のもの | ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇 | |